

考査項目別運用表(土木工事)

1. 契約番号 125-〇〇

2-1総括監督員

部長補佐兼〇〇課長 〇〇〇〇

2. 工事名 〇〇工事その〇(〇〇)

平成〇〇年〇月〇〇日

考査項目	細別																																											
	<p>○工事事象等による減点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">措置内容</th> <th style="width: 20%;">点数</th> <th style="width: 20%;">該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.指名停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">- 20点</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> <tr> <td>2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 15点</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> <tr> <td>3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 13点</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> <tr> <td>4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 10点</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> <tr> <td>5.文書注意(「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に基づく文書注意をいう。)</td> <td style="text-align: center;">- 8点</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> <tr> <td>6.口頭注意(「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に基づく文書注意をいう。)</td> <td style="text-align: center;">- 5点</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> <tr> <td>7.工事関係者事故又は公衆災害等が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、「栃木県建設工事請負業者指名停止基準の運用について」に基づく口頭注意以上の処分が行われなかった場合やその他の法令等を遵守しなかった場合で、監督員や検査員から文書(工事打ち合わせ簿等)等による改善通知を行った場合は1点~2点を減点し、これに従わなかった場合(指示)は3点を減点するものとする。ただし、改善指示等が複数あった場合には最大5点まで減点できる。(事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものや第三者の行為によるものである場合を除く。)</td> <td style="text-align: center;">- 1点 ~ -5点</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> </tbody> </table> <p>○総合評価落札方式の不履行等による減点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">措置内容</th> <th style="width: 20%;">点数</th> <th style="width: 20%;">該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.総合評価落札方式の施工計画または技術提案において、受注者の責により不履行もしくは履行性の疑義が確認された場合。(最大8点を減点とする。ただし、技術提案型については入札公告に定める。)</td> <td style="text-align: center;">- 1点 ~ - 8点</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ICT活用工事試行要領における発注者指定型での不履行等による減点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">措置内容</th> <th style="width: 20%;">点数</th> <th style="width: 20%;">該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者指定型のICT活用工事において、受注者の責により施工プロセス全てでICTを活用できなかった場合は、契約違反として工事成績評定からICT活用の状況に応じた減点する。</td> <td style="text-align: center;">- 0.5点 ~ - 3点</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> </tbody> </table> <p>○週休2日制工事試行要領における発注者指定型での不履行等による減点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">措置内容</th> <th style="width: 20%;">点数</th> <th style="width: 20%;">該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者指定型の週休2日制工事において、受注者の責により、現場閉所率4週6休未満(=6日/28日=21.4%未満)の場合は、契約違反として工事成績評定から減点する。</td> <td style="text-align: center;">- 1点</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	該当項目	1.指名停止3ヶ月以上	- 20点	点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	点	5.文書注意(「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に基づく文書注意をいう。)	- 8点	点	6.口頭注意(「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に基づく文書注意をいう。)	- 5点	点	7.工事関係者事故又は公衆災害等が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、「栃木県建設工事請負業者指名停止基準の運用について」に基づく口頭注意以上の処分が行われなかった場合やその他の法令等を遵守しなかった場合で、監督員や検査員から文書(工事打ち合わせ簿等)等による改善通知を行った場合は1点~2点を減点し、これに従わなかった場合(指示)は3点を減点するものとする。ただし、改善指示等が複数あった場合には最大5点まで減点できる。(事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものや第三者の行為によるものである場合を除く。)	- 1点 ~ -5点	点	措置内容	点数	該当項目	1.総合評価落札方式の施工計画または技術提案において、受注者の責により不履行もしくは履行性の疑義が確認された場合。(最大8点を減点とする。ただし、技術提案型については入札公告に定める。)	- 1点 ~ - 8点	点	措置内容	点数	該当項目	発注者指定型のICT活用工事において、受注者の責により施工プロセス全てでICTを活用できなかった場合は、契約違反として工事成績評定からICT活用の状況に応じた減点する。	- 0.5点 ~ - 3点	点	措置内容	点数	該当項目	発注者指定型の週休2日制工事において、受注者の責により、現場閉所率4週6休未満(=6日/28日=21.4%未満)の場合は、契約違反として工事成績評定から減点する。	- 1点	点	
措置内容	点数	該当項目																																										
1.指名停止3ヶ月以上	- 20点	点																																										
2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	点																																										
3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	点																																										
4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	点																																										
5.文書注意(「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に基づく文書注意をいう。)	- 8点	点																																										
6.口頭注意(「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に基づく文書注意をいう。)	- 5点	点																																										
7.工事関係者事故又は公衆災害等が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、「栃木県建設工事請負業者指名停止基準の運用について」に基づく口頭注意以上の処分が行われなかった場合やその他の法令等を遵守しなかった場合で、監督員や検査員から文書(工事打ち合わせ簿等)等による改善通知を行った場合は1点~2点を減点し、これに従わなかった場合(指示)は3点を減点するものとする。ただし、改善指示等が複数あった場合には最大5点まで減点できる。(事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものや第三者の行為によるものである場合を除く。)	- 1点 ~ -5点	点																																										
措置内容	点数	該当項目																																										
1.総合評価落札方式の施工計画または技術提案において、受注者の責により不履行もしくは履行性の疑義が確認された場合。(最大8点を減点とする。ただし、技術提案型については入札公告に定める。)	- 1点 ~ - 8点	点																																										
措置内容	点数	該当項目																																										
発注者指定型のICT活用工事において、受注者の責により施工プロセス全てでICTを活用できなかった場合は、契約違反として工事成績評定からICT活用の状況に応じた減点する。	- 0.5点 ~ - 3点	点																																										
措置内容	点数	該当項目																																										
発注者指定型の週休2日制工事において、受注者の責により、現場閉所率4週6休未満(=6日/28日=21.4%未満)の場合は、契約違反として工事成績評定から減点する。	- 1点	点																																										
	<p>④ 監督員や検査員から文書(工事打ち合わせ簿等)等による改善指示等(通知・指示)を行った場合(「考査項目別運用表」の摘要欄参照)</p>																																											

※該当項目欄に減点数を入れると自動計算をする。

評点		
-	0	点

理由